相続開始後のスケジュール

相続発生

相続発生から3カ月

相続発生から4カ月

相続発生から10カ月

期限がある手続き

- 相続するかしないかを検討（相続の放棄・限定承認）　3カ月以内
- 亡くなられた方の所得税の申告・納付（準確定申告）　4カ月以内
- 相続税額の計算 納税資金準備・納税方法検討 → 相続税申告・納税　10カ月以内

基本手続き

- 死亡届・世帯主変更など

遺産を引き継ぐ手続き

- 遺言書の有無を確認
  - 遺言書なし → 遺産の分け方について話し合い（遺産分割協議） → 遺産分割協議書の作成 → 遺産の名義変更手続きなど
  - 遺言書あり → 遺言書の検認手続き → 遺産の名義変更手続きなど
- 亡くなられた方の戸籍を確認（相続人の確定）遺産（相続財産）・債務（借入金など）をすべて把握 → 遺産・債務の評価 → 相続税申告要否の確認
- ●取引のあった金融機関の確認
  ⇒残高証明書・各種料金の請求に関する引落し口座の変更など

受け取る手続き

- ●生命保険（死亡保険・年金保険・医療保険）手続き
- ●葬祭料（埋葬料）・高額療養費・遺族年金・未支給年金などの社会保険

生活関連手続き

- ●健康保険証等の返却　●公共料金の名義変更　●火災保険の名義変更　●自動車の名義変更　●クレジットカードの解約　●パスポートや運転免許証の返却
- ●デパートやスポーツ施設の会員退会